

ぶっつけ本番の土曜日配達廃止

現場犠牲で500億円の収益

今月から土曜日配達が廃止になり、職場は大きく変わります。各局とも要員配置をどのようにしていくか、やっつけながら「見直し」する部分は見直ししていくというスタートになっています。ここで主に住宅地域を担当している職場からの声を報じておきます。

適切な人員が

配置されないうまま

○土曜日は書留等の再配達希望で午前が多い。速達郵便は料金が下がるから、多くなる。赤色のレターパックも午前配達だから、午前は大変になる。各班増配置するけども、日によっては再配達希望だけで午前中は終わってしまい他は午後になってしまいうのではないか。

○今の通配区で持ち出した物を全部配達して帰ってくるのが午後1時過ぎ。そのまま休息、休憩を取らずに仕事をしているのが多い。土曜日配達廃止は「働き方改革」と言っている。休憩、休息、昼食もとらない現状を変えることなしに「働き方改革」とはいえない。聞こえはいいけども内実は伴っていない。この現状を放置しているのは管理能力が問われる。

郵政20条裁判の日程

10月11日(月) 郵政20条裁判追加訴訟
東京地裁631号法廷13時30分

11月29日(月) 郵政20条集団訴訟
東京地裁510号法廷16時



労働条件の改善を

附帯決議を守り、

上取れたが、それが取れなくなる。充分な人員を配置していないことが問題だ。

今回の郵便法改正で平日の配達日も繰り下げられます。これによって深夜に勤務する人を昼間帯に移動することも行われます。新聞にも報じられていますが、今回の改正で500億円の収益が

あるとしています。収益をあげていくために現場はいつも犠牲を強いられました。今回も同様です。

郵便法改正を成立させた昨年の国会では附帯決議が出されました。そこには労働条件の維持・改善を求めることが書かれています。それに反することが行われるのは問題だし、それを遵守するべきです。現行よりも働きやすい労働条件にするよう強く求めておきます。